

〈 農地をお持ちの方へ お手続きのお願い 〉

- ① **農業者年金を受給されている場合は、死亡の手続きと未支給分の年金請求の提出が必要となります。**

窓口は恵那市内でお近くのJAへ。

必要なもの

- ・ 農業者年金証書
- ・ 受給者の戸籍謄本
(受給者の死亡と請求者の関係がわかるもの／コピーでも可)
- ・ 印鑑 (認印で可)
- ・ 未支給年金を受け取る方の通帳 (あればJAの通帳)

未支給年金は受給者の方と生計を同一している方で、次の順で請求できます。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

- ② **農地の相続登記がお済みになったら、裏面にある届出書の提出をお願いします。**

様式は恵那市農業委員会でもお渡しできます。

(行政書士による代理提出も可能)

窓口は恵那市農業委員会へ。

必要なもの

- ・ 農地法第3条の3の規定による届出書
- ・ 登記簿 (写し可・相続による所有権移転後のもの)

恵那市ホームページからでも申請書 (Word 様式) がダウンロード出来ます
<http://www.city.ena.lg.jp/kurashi/life/house/tetsuduki/nouchitenyou3>

お問合せ先
恵那市農業委員会事務局
電話0573-26-2111